

特別養護老人ホーム プレジール箕島 料金表

○特別養護老人ホーム プレジール箕島 料金表(R6年11月～)

利用者負担分：円

	負担限度額割合	介護保険					介護保険外		1日合計	30日合計
		基本料	夜勤職員配置加算Ⅲ	栄養ケアマネジメント強化加算	サービス提供体制加算Ⅲ	褥瘡マネジメント加算(月1回)	居住費	食費		
要介護1	第1段階	589	16	11	6	3	0	300	922	27,663
	第2段階						430	390	1,442	43,263
	第3段階①							650	1,702	51,063
	第3段階②							1,360	2,412	72,363
	第4段階						915	2,000	3,537	106,113
要介護2	第1段階	659	16	11	6	3	0	300	992	29,763
	第2段階						430	390	1,512	45,363
	第3段階①							650	1,772	53,163
	第3段階②							1,360	2,482	74,463
	第4段階						915	2,000	3,607	108,213
要介護3	第1段階	732	16	11	6	3	0	300	1,065	31,953
	第2段階						430	390	1,585	47,553
	第3段階①							650	1,845	55,353
	第3段階②							1,360	2,555	76,653
	第4段階						915	2,000	3,680	110,403
要介護4	第1段階	802	16	11	6	3	0	300	1,135	34,053
	第2段階						430	390	1,655	49,653
	第3段階①							650	1,915	57,453
	第3段階②							1,360	2,625	78,753
	第4段階						915	2,000	3,750	112,503
要介護5	第1段階	871	16	11	6	3	0	300	1,204	36,123
	第2段階						430	390	1,724	51,723
	第3段階①							650	1,984	59,523
	第3段階②							1,360	2,694	80,823
	第4段階						915	2,000	3,819	114,573

* 30日分として計算しています。日数の変動により、合計利用料金も変動します。

《上記の内容とは別の費用について》

- ・ 介護職員等処遇改善加算：合計単位数の13.6%分が加算されます。
- ・ 初期加算：1日 30単位（入所日から30日以内の期間、入院後の再入所も同様です。）
- ・ 外泊加算：1日 246単位
(病院又は診療所へ入院した場合及び居宅における外泊を認めた場合は月6日を限度に加算されます。)
- ・ 療養食加算：1日：18単位(1食：6単位)
(医師の発行する食事箋に基づき提供された食事。糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等特別な食事の場合)
- ・ 看取り加算Ⅰ(死亡日以前31日以上45日以下については1日つき72単位)
- ・ 看取り加算Ⅰ(死亡日以前4日以上30日以下については1日つき144単位)
- ・ 看取り加算Ⅰ(死亡日の前日及び前々日については1日つき680単位)
- ・ 看取り加算Ⅰ(死亡日については1日つき1280単位)
- ・ 協力医療機関連携加算：100単位/月
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)：5単位/月
- ・ 新興感染症等施設療養費：240単位/日(該当日のみ)
- ・ 安全対策体制加算：20単位(入所時に1回のみ)

* 職員の配置、体制により加算を算定する場合があります。

また、施設の取り組みによっては、ケア加算・介護加算を算定する場合があります。

《その他の費用》

- ・ 家族会費 500円/月 年間6,000円をご負担いただきます。(生活保護の方は除く)
- ・ 日用品セット：100円/日(使用枚数・回数に制限はありません。また入院時は徴収いたしません)
- ・ 電気代 テレビ・冷蔵庫を居室内で利用される場合 50円/日 月1,550円(1点につき)
- * 変更のある場合には事前にお知らせします。

○介護保険負担限度額認定

	居住費	食費	昨年度の世帯収入
第1段階	0	300	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯
第2段階	430	390	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が80万円以下の方
第3段階①	430	650	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が80万円超から120万円以下の方
第3段階②	430	1,360	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が120万円超の方
第4段階	915	2,000	上記のいずれにも該当しない方

特別養護老人ホーム プレジール箕島 料金表 (2割)

○特別養護老人ホーム プレジール箕島 料金表(R6年11月～)

利用者負担分：円

	負担限度額割合	介護保険					介護保険外		1日合計	30日合計
		基本料	夜勤職員配置加算Ⅲ	栄養ケアマネジメント強化加算	サービス提供体制加算Ⅲ	褥瘡マネジメント加算(月1回)	居住費	食費		
要介護 1	第1段階	1178	32	22	12	6	0	300	1,544	46,326
	第2段階						430	390	2,064	61,926
	第3段階①							650	2,324	69,726
	第3段階②							1,360	3,034	91,026
	第4段階							915	2,000	4,159
要介護 2	第1段階	1318	32	22	12	6	0	300	1,684	50,526
	第2段階						430	390	2,204	66,126
	第3段階①							650	2,464	73,926
	第3段階②							1,360	3,174	95,226
	第4段階							915	2,000	4,299
要介護 3	第1段階	1464	32	22	12	6	0	300	1,830	54,906
	第2段階						430	390	2,350	70,506
	第3段階①							650	2,610	78,306
	第3段階②							1,360	3,320	99,606
	第4段階							915	2,000	4,445
要介護 4	第1段階	1604	32	22	12	6	0	300	1,970	59,106
	第2段階						430	390	2,490	74,706
	第3段階①							650	2,750	82,506
	第3段階②							1,360	3,460	103,806
	第4段階							915	2,000	4,585
要介護 5	第1段階	1742	32	22	12	6	0	300	2,108	63,246
	第2段階						430	390	2,628	78,846
	第3段階①							650	2,888	86,646
	第3段階②							1,360	3,598	107,946
	第4段階							915	2,000	4,723

* 30日分として計算しています。日数の変動により、合計利用料金も変動します。

《上記の内容とは別の費用について》

- ・ 介護職員等処遇改善加算：合計単位数の13.6%分が加算されます。
- ・ 初期加算：1日 30単位（入所日から30日以内の期間、入院後の再入所も同様です。）
- ・ 外泊加算：1日 246単位
(病院又は診療所へ入院した場合及び居宅における外泊を認めた場合は月6日を限度に加算されます。)
- ・ 療養食加算：1日：18単位（1食：6単位）
(医師の発行する食事箋に基づき提供された食事。糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等特別な食事の場合)
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日以前31日以上45日以下については1日つき72単位）
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日以前4日以上30日以下については1日つき144単位）
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日の前日及び前々日については1日つき680単位）
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日については1日つき1280単位）
- ・ 協力医療機関連携加算：100単位/月
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)：5単位/月
- ・ 新興感染症等施設療養費：240単位/日（該当日のみ）
- ・ 安全対策体制加算：20単位(入所時に1回のみ)
- * 職員の配置、体制により加算を算定する場合があります。
- また、施設の取り組みによっては、ケア加算・介護加算を算定する場合があります。

《その他の費用》

- ・ 家族会費 500円/月 年間6,000円をご負担いただきます。(生活保護の方は除く)
- ・ 日用品セット：100円/日(使用枚数・回数に制限はありません。また入院時は徴収いたしません)
- ・ 電気代 テレビ・冷蔵庫を居室内で利用される場合 50円/日 月1,550円(1点につき)
- * 変更のある場合には事前にお知らせします。

○介護保険負担限度額認定

	居住費	食費	昨年度の世帯収入
第1段階	0	300	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯
第2段階	430	390	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が80万円以下の方
第3段階①	430	650	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が80万円超から120万円以下の方
第3段階②	430	1,360	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が120万円超の方
第4段階	915	2,000	上記のいずれにも該当しない方

特別養護老人ホーム プレジール箕島 料金表 (3割)

○特別養護老人ホーム プレジール箕島 料金表(R6年11月～)

利用者負担分：円

	負担限度額割合	介護保険					介護保険外		1日合計	30日合計
		基本料	夜勤職員配置加算Ⅲ	栄養ケアマネジメント強化加算	サービス提供体制加算Ⅲ	褥瘡マネジメント加算(月1回)	居住費	食費		
要介護 1	第1段階	1767	48	33	18	9	0	300	2,166	64,989
	第2段階						430	390	2,686	80,589
	第3段階①							650	2,946	88,389
	第3段階②							1,360	3,656	109,689
	第4段階						915	2,000	4,781	143,439
要介護 2	第1段階	1977	48	33	18	9	0	300	2,376	71,289
	第2段階						430	390	2,896	86,889
	第3段階①							650	3,156	94,689
	第3段階②							1,360	3,866	115,989
	第4段階						915	2,000	4,991	149,739
要介護 3	第1段階	2196	48	33	18	9	0	300	2,595	77,859
	第2段階						430	390	3,115	93,459
	第3段階①							650	3,375	101,259
	第3段階②							1,360	4,085	122,559
	第4段階						915	2,000	5,210	156,309
要介護 4	第1段階	2406	48	33	18	9	0	300	2,805	84,159
	第2段階						430	390	3,325	99,759
	第3段階①							650	3,585	107,559
	第3段階②							1,360	4,295	128,859
	第4段階						915	2,000	5,420	162,609
要介護 5	第1段階	2613	48	33	18	9	0	300	3,012	90,369
	第2段階						430	390	3,532	105,969
	第3段階①							650	3,792	113,769
	第3段階②							1,360	4,502	135,069
	第4段階						915	2,000	5,627	168,819

* 30日分として計算しています。日数の変動により、合計利用料金も変動します。

≪上記の内容とは別の費用について≫

- ・ 介護職員等処遇改善加算：合計単位数の13.6%分が加算されます。
- ・ 初期加算：1日 30単位（入所日から30日以内の期間、入院後の再入所も同様です。）
- ・ 外泊加算：1日 246単位
(病院又は診療所へ入院した場合及び居宅における外泊を認めた場合は月6日を限度に加算されます。)
- ・ 療養食加算：1日：18単位（1食：6単位）
(医師の発行する食事箋に基づき提供された食事。糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等特別な食事の場合)
- ・ 看取り加算Ⅰ（死亡日以前31日以上45日以下については1日つき72単位）
- ・ 看取り加算Ⅱ（死亡日以前4日以上30日以下については1日つき144単位）
- ・ 看取り加算Ⅲ（死亡日の前日及び前々日については1日つき680単位）
- ・ 看取り加算Ⅳ（死亡日については1日つき1280単位）
- ・ 協力医療機関連携加算：100単位/月
- ・ 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）：5単位/月
- ・ 新興感染症等施設療養費：240単位/日（該当日のみ）
- ・ 安全対策体制加算：20単位（入所時に1回のみ）

* 職員の配置、体制により加算を算定する場合があります。

また、施設の取り組みによっては、ケア加算・介護加算を算定する場合があります。

≪その他の費用≫

- ・ 家族会費 500円/月 年間6,000円をご負担いただきます。（生活保護の方は除く）
- ・ 日用品セット：100円/日（使用枚数・回数に制限はありません。また入院時は徴収いたしません）
- ・ 電気代 テレビ・冷蔵庫を居室内で利用される場合 50円/日 月1,550円（1点につき）

* 変更のある場合には事前にお知らせします。

○介護保険負担限度額認定

	居住費	食費	昨年度の世帯収入
第1段階	0	300	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯
第2段階	430	390	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が80万円以下の方
第3段階①	430	650	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が80万円超から120万円以下の方
第3段階②	430	1,360	世帯全員が市民税非課税で年金収入等とその他の合計所得が120万円超の方
第4段階	915	2,000	上記のいずれにも該当しない方